

競争的資金について

平成 13 年 6 月 26 日

科学技術システム改革専門調査会

研究者の研究費の選択の幅と自由度を拡大し、競争的な研究開発環境の形成に貢献する競争的資金については、近年、その資金規模が拡充されてきており、我が国の公的資金を活用した研究開発全体の中で、その位置付けと役割は、次第に大きなものとなってきている。

第2期科学技術基本計画においても、競争的資金については、その期間中に倍増を目指すこととされており、またこれに併せ、競争的資金の効果を最大限に発揮させるためには、評価を中心に、制度の運用面や制度の在り方に踏み込んだ改革が不可欠である。

こうした基本的な考え方を踏まえ、平成14年度の概算要求にあっては、競争的資金制度について、各制度に対するニーズ・政策目的を勘案しつつ、第2期科学技術基本計画期間中の倍増を視野に置いて、着実な拡充を図る。その際、以下の改革を徹底し、改革の方針に沿うものについて、競争的資金の中で拡充の対象とすることが適当である。

制度の目的・役割の明確化等

(1) 競争的資金制度の目的・役割の明確化

各省の持つ競争的資金制度の目的・役割の明確化を図る。その場合、各省の持つ競争的資金制度に関し、例えば、()研究者の自由な発想に基づく基礎的・萌芽的な研究領域を重視する研究制度、()特定の政策目的を実現するための目的基礎研究や、プロジェクト型研究等の政策指向型の研究制度、()戦略的研究拠点育成、人材育成、ベンチャー支援等に資する研究制度といった制度の性格、研究内容及び成果

の検証等を踏まえて、検討を行っていく必要がある。その間、各省は、各々が所管する研究開発・技術開発制度全般の中で、競争的資金制度が果たす役割・目的に照らして明確に位置付け、より効率的で合理性のある政策を構築することに留意する。また、基礎的・萌芽的な研究段階から実用化につながっていく研究段階までの各々の段階に適切に対応し得る競争的資金制度となっているかを検証していくことが必要である。

総合科学技術会議は、各省の取り組み状況等を踏まえ、政府全体として競争的資金制度が、我が国の研究開発の推進を図る上で、真に有効なものとなるよう関係各省と連携する。

(2) テーマ選定等に当たっての科学技術の戦略的重点化

各省が持つ競争的資金制度のプログラム・研究領域設定やテーマ選定に当たっては、科学技術基本計画にある科学技術の戦略的重点化の趣旨に基づき、各々の資金制度の目的を踏まえて運用されるべきである。また、各競争的資金制度にあっては、当該制度の趣旨を最大限に活かし、優れた成果を上げられるよう、質の向上を図るための具体的な運用の見直しを早急に進めることが必要である。

(3) 関係省庁の協力

研究者からみて分かりやすい競争的資金制度とするため、平成14年度から、研究開発課題の募集の時期、申請書の様式等についてできるだけ共通化を図るべく、関係府省でその実現に向けて取組みを開始することが必要である。その際、評価基準に関しては、各制度の趣旨・

目的を踏まえた適切な基準設定が必要である。こうした関係省庁の協力による取組みにより、制度の透明化、利用者利便の向上等を実現する。

(4) 研究開発における責任の明確化

適切な評価を行えるようにするためには、研究開発に当たっての研究者個人の責任が明確であることが必要である。グループ研究によって実施する場合でも、同様に研究者間の分担、責任関係を明確にすることが必要である。

(5) 政府研究開発データベースの活用

研究開発テーマの不必要な重複、特定の研究者に対する研究費の過度の集中に関する指摘が本専門調査会でも行われたが、この点への対処を効果的に図るためには、研究資金の流れ、採択テーマの実態等について、制度横断的に把握する仕組みを府省連携で作ることが必要である。このため、内閣府が中心となり、政府一体となって政府研究開発データベースの開発を進め、これを事前評価に十分活用させる体制を各省は構築する。また、総合科学技術会議としても、本データベースを最大限に活用しつつ、状況把握に努め、制度の整理・合理化を含め改善策を検討する。

(6) データベース構築についての関係府省の協力

政府研究開発データベースに関しては、関係府省が一体となって開発していくこととなっているが、本データベースは、競争的資金にとどまらず、プロジェクト型の研究開発、基盤的経費による研究開発や

研究評価等、政府の研究開発全体を対象とするものであり、政府全体の研究開発活動をより効率的・効果的に実施するためにも、必要不可欠のものであることから、関係各府省は、必要となる予算を平成14年度概算要求に適切に盛り込む等、本データベースの構築に積極的に参画・協力することが望まれる。

研究開発評価

(1) 評価に関する大綱的指針の改定

研究開発に関する府省横断的なルールの整備については、内閣総理大臣からの諮問第2号「国の研究開発評価に関する大綱的指針について」につき、現在、総合科学技術会議において、評価専門調査会を設置し、調査を行っているところである。評価専門調査会においては、(ア)評価における公正さと透明性の確保及び評価結果の資源配分への反映、(イ)評価に必要な予算・人材等の確保と評価体制の整備の視点から、競争的資金制度に関する研究評価に係る論点も含め、本年秋の答申に向けて調査を行っているところであり、答申に先立ち、本年夏を目途に、改定大綱的指針の骨格について、その内容を取りまとめることとしている。

(2) 評価改革のための具体的な方向性

評価専門調査会では、改定大綱的指針の競争的資金制度に関連する論点として、具体的には、概ね下記のような内容の検討を行っているところであり、各省は、大綱的指針の改定の内容に即して、競争的資

金制度に係る評価体制の改革を速やかに徹底する。

客観的で専門性の高い評価を行うため、高い資質を有した専門家によるピア・レビューを行い、研究の性格に応じて、独創性、先行性、経済効果等について、国際的な水準に照らした質の評価を行う。その場合、特に基礎的・萌芽的な研究分野において、世界に先駆ける独創的な研究を見出すための努力を行う。また、ピア・レビューの際には、評価者から利害関係者を排除する。

公正で客観性の高い評価を実施するため、数値データ等客観的指標を活用し、ピア・レビューによる専門家の定性的（主観的）な評価と併せて評価を行う。

事前に評価方法、評価項目、評価基準、評価手続きを公開し、また、評価後、被評価者に対してその結果等の開示等を行い、評価の透明性を高める。

中間評価を行う場合には、評価結果を研究課題の研究計画の見直し、規模の拡大・縮小や中止等に厳正に反映する。

研究経験を有し、専任で評価に従事する人材の配置等、研究内容に踏み込んだ専門性の高い評価を効率よく行う評価体制を整備する。また、そのために各省は必要な経費等を確保する。

研究者の研究遂行の責任を明確化し、最適な研究実施体制を構築するため、いわゆる「エフォート制度（研究専従率）」の導入を図る。その場合でも、優れた発想に富む研究代表者については、一研究課題当たりのエフォートは少なくとも、適切な指導とポストドクター

など必要な研究陣容を整えるなどにより、その発想を多様に展開することができるよう運用する。

事後評価

競争的資金による研究についても、事後評価を厳しく行うことによって、当該研究の成果を適格に判断し、この内、高い成果を生みだした研究に関しては、次の競争的資金の確保につながるようにする。その場合、事後評価の結果が制度を超えて次の申請の際の事前評価に反映されるよう、運用の改善に関係各省で取り組む。

制度の運用に係わる事項

(1) 若手向け資金の重視

競争的資金を拡充する中で、若手研究者向け資金に重点を置き、その比率を拡大するよう、各省は平成14年度概算要求において対応する。

(2) 研究者個人の発想の重視

研究者個人の発想や独創的な能力が十分発揮されるよう、研究費の制度運用を改善する。このため、単独の研究者がポストドクター、研究支援者等の協力を得て行う個人研究を促進するとともに、複数の研究者が参画するグループ研究においても、研究代表者の明確な責任の下、個々の研究者の発想が活かされるよう運営を行う。

(3) 少額研究資金の改善

一部の競争的資金において、1研究者、1課題当たりの研究費が研

究開発テーマを遂行する上で不十分であるという状況を改善するため、各制度の目的趣旨を踏まえつつ、当該制度のもとで所要の研究が遂行できる適正な研究費規模に拡大するよう努める。また、研究期間についても、研究開発テーマに則して一定の研究成果が得られるよう、必要十分な研究期間を確保することを重視する。

(4) 応募対象者の拡大

競争的資金を所管する各省は、その目的にかなう限り、できるだけ多くの研究者が応募できるよう運用を徹底する。なお、科学技術振興調整費については、平成13年度から、応募者の対象を大学に属する研究者に拡大しており、他制度においても、同様に対象研究者を拡大する運用の早急な改善が必要である。

(5) 研究課題選定等への産業界の人材の参画

産学官連携やそれに関連する制度については、研究課題選定や中間・事後評価への産業界の人材の参画の拡大、共同研究における産業界の人材の研究責任者への登用等により、経済社会のニーズを研究開発に反映させるべく、運用の見直しを各省は早急に進める。

・間接経費及び基盤的経費について

(1) 間接経費の活用の方向性

間接経費が導入されたことに伴い、間接経費の額、使途、執行方法に関して、当該経費の効果的かつ効率的な活用に資するため、各府省に共通の事項を定めた「間接経費の執行に係る共通指針」を策定した

ところである。間接経費については、同指針を踏まえつつ、大学等の研究機関の長の裁量を尊重し、大学等の研究機関の個性化に資するよう、間接経費のできるだけ自由な活用を行うことが重要である。その上で、制度の運用実態をみつつ、間接経費の運用指針の見直しを検討する。なお、間接経費の使用実態に関しては、被配分機関の長は、毎年度の間接経費の使用実績を翌年度の6月30日までに、配分機関の長に報告することとなっており、総合科学技術会議としても、その結果を踏まえて、間接経費の活用の評価につなげていく。

(2) 間接経費の拡大

各省の持つ競争的資金制度において、未だ間接経費を導入していない制度にあっては、可能な限り、間接経費の導入を図るべく、平成14年度概算要求に適切に盛り込む。

(3) 基盤的経費の取扱い

国立大学の基盤的経費については、研究費や共通経費に充当されるのみならず、教育経費としても使用されている実態を踏まえ、その運用について、更に調査を行う必要がある。その上で、競争的な研究開発環境の創出に寄与すべきとの観点から、競争的資金の拡充状況、間接経費の導入規模・使用実態等を評価しつつ、基盤的経費のあり方について、今後、総合科学技術会議として、更に検討を行う。

なお、国立大学の基盤的経費については、平成12年度から実施された積算方法等の見直しの趣旨を徹底することとされているが、各大学における自主的な取組において、趣旨にかなった配分が促進される

ことを期待する。

．その他

米国においては、競争的資金によって研究開発プロジェクトに従事する者の人件費をまかなうことができるが、この中で、研究に参画する大学院生の報酬等が支出されていることを踏まえ、我が国の大学院博士課程の学生に対する支援の在り方について今後検討する。

．今後のフォローアップ

各省の取組・改善状況については、概算要求段階及びそれ以降の適切な時期に総合科学技術会議に報告を求め、競争的資金制度の効果が発揮されるよう、各省と連携しつつ必要な措置を検討する。